

## 在宅ケアイノベーション研究研修委員会

### 在宅ケアイノベーション大賞 選考に関する規程

#### (目的)

第1条 在宅ケアの質向上に寄与する在宅ケアのイノベーションを推進するために、全国から優れた活動を発掘し、在宅ケアイノベーション大賞を選考し、それを表彰、公表することである。ここでいうイノベーションとは在宅ケアに関する革新的な技術やアイデア、実践により、新しい価値や変化をうみだし、社会に変化をもたらす可能性があるものをいう。

#### (選考対象)

第2条 選考対象は、在宅ケアに関するイノベーションの企画、実践とする。

#### (応募資格)

第3条 在宅ケアに関わっている者とする。(在宅ケア機関および病院での在宅連携機関、行政や企業での在宅ケア連携機関、あるいは研究機関等も含む)。また、審査や発表について同意した者とする。ただし、過去に受賞経験ある活動は除外する。

#### (審査)

第4条 審査は、在宅ケアイノベーション研究研修委員会が一次審査および本審査を行う。応募者、応募団体と利害関係がある委員がいる場合、その委員は審査委員から除外する。

#### (応募の方法)

第5条 在宅ケアイノベーション大賞は大賞及び奨励賞を設け、公募により募集する。応募方法は以下の通りとする。

- 1) 自薦・他薦は問わない。
- 2) 応募者は、一次審査では所定の用紙(応募フォーム)に必要事項を記載し、在宅イノベーション研究研修委員会・委員長あてに提出する。
- 3) 一次審査を通過し大賞候補者となった応募者が本審査の対象となる。

#### (選考)

第6条 選考は応募フォーム内容による書面での一次審査を通過した者が日本在宅ケア学

会学術集会においてプレゼンテーションを行うことにより本審査を受け、大賞および奨励賞が選考される。

一次審査および本審査は以下の基準を用いて選考し、大賞及び奨励賞を決定する。審査結果はすべての応募者に通知する。

- 1) 企画・実践の特徴・独創性
- 2) 企画・実践の期待される成果
- 3) 企画・実践の発展性・将来性

#### (受賞者の発表・表彰)

第7条 日本在宅ケア学会学術集会でプレゼンテーションによる本審査を経て、受賞者が発表される。

大賞及び奨励賞の受賞者には学術集会開催中に在宅ケアイノベーション研究研修委員会から賞状と記念品を授け表彰する。

#### (著作権)

第8条 審査や受賞者の企画・実践に関する内容の著作権は応募者本人が著作権をもち、学会や委員会には帰属しない。ただし、審査の過程で審査委員に内容が伝えられ、受賞者が発表する時点で公表されることを応募者は同意していることを前提にする。審査委員は審査以外にはその情報を漏らすことのないように配慮する。発表内容は社会に公表されることに同意し、受賞者（発表者）がその発表内容について責任をもつ。

#### (大賞受賞者に対する配慮)

第9条 大賞受賞者への問い合わせや見学などが集中されることを予測し、学会 HP への掲載についての内容は受賞者と相談して決める。

#### (附則)

この規程は、令和6年9月20日から施行する。

#### (巻末)

在宅ケアイノベーションの企画・実践の例として、以下に示す。

在宅ケアでの ICT や連携システムの構築、制度以外で枠にとらわれない新たなケア（子どもや障がい者、地域住民との交流やケアの場の発掘や実践）、独創的なアイデアの効果を明らかにする事例や研究活動、地域の文化をいかした独自のケア（限界集落や外国人居住地域等）、家族構成に配慮したケア（シングル親子世帯、おひとりさま世帯など）、困難事例を成功に導くケアマネジメント、自宅介護の工夫、在宅でのリハビリテーションや診療、在宅生

活が楽しくなるような仕掛け（レクリエーション）、その他、制度を変えるための政策的な活動や企画など。これらの例以外にも、在宅イノベーションにヒントになる企画・実践であれば、審査の対象とする。